

障第1925号
令和6年3月25日

各指定短期入所事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱の一部改正について
(通知)

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課から別紙のとおり補助金に関する通知がありましたので、お知らせします。

なお、当該補助金の概要や手続きに関するお問合わせは、医療福祉連携推進課までお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		